

事務連絡
令和5年3月17日

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症に伴い保育所等に登園しなかった 場合の保育料(利用者負担額)の減免措置の廃止について

日頃から教育・保育行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在新型コロナウイルス感染症に伴い保育所等に登園しなかった場合等については、保育認定0歳～2歳児クラスについて、登園しなかった日数に応じて保育料(利用者負担額)の減免を行っているところですが、令和5年4月以降は、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に伴う保育料(利用者負担額)の減免を行わないことといたします。

今後も、感染拡大防止へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

1 保育料(利用者負担額)の減免措置について

新型コロナウイルス感染症による保育所等の臨時休園期間や、園児が陽性又は濃厚接触者となった場合の登園停止期間等における保育料の日割りによる減免措置については、令和5年3月31日で終了し、令和5年4月1日以降は行ないません。

2 新型コロナウイルス感染症に係る施設をお休みいただく期間について

(1) 園児が陽性又は濃厚接触者となった場合(後段※参考のとおり)。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更(新型インフルエンザ等感染症(2類相当)→5類)となる令和5年5月8日以降はこの取扱いは廃止となります。

(2) 本通知以降、「登園しているお子様や同居家族が発熱外来でPCR検査等(薬事承認された検査キットにより自己検査する場合を含む)を受ける場合、検査結果(陰性)が判明するまでの間」を、施設をお休みいただく期間から除きます。

※ 新型コロナウイルス感染症に関わらず、発熱や呼吸器症状の発症などの体調不良時は施設の利用はできません。

引き続き、各施設が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組みにご協力いただきますようお願いいたします。

3 その他

保育所等におけるマスク着用の考え方については、令和5年3月13日以降、(1)及び(2)のとおりとなっています。

(1)2歳未満児のマスク着用は推奨しない(変更なし)

(2)2歳以上の児童については、マスク着用を求めない。

※感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じたマスクの着用を呼びかけることがあります。

※参考 施設をお休みいただく期間について(令和5年5月7日まで)

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	・症状がある場合 発症日(初めに発熱など症状が出た日)の翌日から7日間、かつ症状軽快後(発熱等の症状がないこと等)24時間が経過するまで(8日目から登園可能)。 ・無症状の場合 検体採取日(検査を受けた日)の翌日から7日間(8日目から登園可能)。
②	登園しているお子さまが濃厚接触者(同居家族が感染した場合)となった場合	・陽性者と最後に接触した日または家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から5日間(6日目から登園可能)

※ 一般には陽性者となり無症状である場合、5日目の検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、6日目から外出自粛期間が解除になりますが、乳幼児は検査による外出自粛期間の短縮を想定していないので、8日目の解除(登園可能)となります(厚生労働省通知より)。

※ 一般には濃厚接触者となった場合、2日目、3日目の検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から外出自粛期間が解除となりますが、乳幼児は検査による外出自粛期間の短縮を想定していないので、6日目の解除(登園可能)となります(厚生労働省通知より)。

お問い合わせ先
江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課
電話:011-381-1030(直通)